

4 京都府医師会看護専門学校ハラスメントの防止等に関する規則

平成29年4月1日制定

(目的)

第1条 本規則は、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント及びその他のハラスメント（以下「ハラスメント」という。）に起因する問題が生じた場合、適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定め、ハラスメントを防止及び排除することによって、教職員の就労上及び学生等の修学上の快適な環境を形成することを目的とする。

(定義等)

第2条 本規則において、用語の定義は、次のように定める。

- (1) セクシュアルハラスメントとは、役員、教職員又は学生等（以下「構成員」という。）が他の構成員及び関係者（学生の保護者及び学校関係者等をいう。以下同じ。）を不快にさせる性的な言動並びに関係者が構成員を不快にさせる性的な言動をいう。
 - (2) アカデミックハラスメントとは、構成員が他の構成員及び関係者に教育・研究上の権力関係又は上下関係等に基づき行う不適切な言動をいう。
 - (3) パワーハラスメントとは、構成員が地位、権力、専門的知識等の優位性又は集団のパワー等を不当に利用して他の構成員及び関係者に対して継続的に人格と尊厳を侵害する言動をいう。
 - (4) その他のハラスメントとは、その他優越的な地位に基づき行う(1)、(2)及び(3)に準ずる不適切な言動をいう。
- 2 ハラスメントに起因する問題とは、ハラスメントのため教職員の就労上又は学生等の修学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して教職員が就労上又は学生等が修学上の不利益を受けることをいう。

(校長の責務)

第3条 校長は、ハラスメントの防止等を図らなければならない。

(監督者の責務)

第4条 教職員を監督する地位にある者は、良好な学修環境及び就業環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教職員及び学生の責務)

第5条 教職員及び学生は、本校が定めるハラスメントに関する規則を遵守し、ハラスメントを行ってはならない。

(研修等)

第6条 校長は、ハラスメントの防止等を図るため、教職員に対し、必要な研修等を実施するよう努めなければならない。

(対策委員会)

第7条 校長は、ハラスメントの防止等を図るため、本校にハラスメント防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、校長、副校長、教育顧問、事務長、教務主任をもって構成する。

- 3 校長が必要と認めた場合は、第7条第2項に定める構成委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。
- 4 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) ハラスメントの防止及び排除に関する企画及び実施に関すること。
 - (2) ハラスメントに起因する問題に対する措置に関すること。
 - (3) その他ハラスメントの防止等に関すること。

(ハラスメントに起因する問題に対する措置)

第8条 ハラスメントの事実が認められた場合には、校長は、就労上及び修学上の環境を改善するため必要な措置を講じるものとする。

(相談員等)

第9条 本学に、ハラスメントに関する相談及び苦情の申出（以下「相談等」という。）に対応するため、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

- 2 相談員は、本校教職員のうちから校長が任命する。
- 3 前項に規定する者のほか、ハラスメントの防止等に関する識見を有する学外者を相談員に加えることができる。
- 4 相談員は、相談等の対応に当たるとともに、相談等の内容等及び措置等を委員会に報告する。
- 5 相談員以外の本校教職員がハラスメントに起因する被害及び不利益を受けた者から相談を受けた場合は、相談の内容等を相談員もしくは委員会に報告する。

(プライバシー等の保護)

第10条 ハラスメントに関する対応に当たっては、当事者及びその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重しなければならない。

- 2 ハラスメントに関する相談等への対応に携わった者は、その任務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。任務を退いた後といえども同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 校長、副校長、教育顧問、事務長、教務主任、その他の教職員は、ハラスメントに対する相談等、当該相談等に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした教職員又は学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(規則の改正)

第12条 本規則は、学校運営会議の議決を経なければ、これを改正することができない。

附 則

本規則は、平成29年4月1日から施行する。